

国においては、国有財産について定率法、物品については定額法を採用しているが、連結対象法人は定額法を採用している。

(2) 退職給付引当金の計上方法

国においては、職員の退職金の支払に備えるために期末自己都合要支給額等を計上しているが、連結対象法人は期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上している。

(3) 消費税等の会計処理方法

消費税の会計処理は、国及び連結対象法人は、税込方式によっている。

(4) 業務費用計算書における収益計上

責任準備金戻入額： 13,774 百万円

6. 重要な会計方針の変更

(1) 労働保険特別会計における物品の計上範囲の変更

従来、物品については、取得価格 50 万円以上の重要物品を資産計上する処理を行っていたが、本年度より取得価格 5 万円以上の物品を資産として計上することとした。この変更は、取得価格 5 万円以上の物品につき網羅的に管理を行っているためである。

なお、この変更により本年度その他資産負債差額の増減が 13,133 百万円増加している。

(2) 貸倒引当金の計上基準の変更

従来、貸倒引当金については、過去数年間の貸倒実績率に基づく方法により計上していたが、本年度より債権を徴収停止債権と履行期限到来債権に区分し、徴収停止債権については全額、履行期限到来債権については 50%若しくは過去数年間の貸倒実績で算定した額を貸倒計上する方法に変更した。この変更は「省庁別財務書類の作成指針Ⅳ(2)⑭」の改定によるものである。

(3) 「出資金」のうち市場価格のないものの計上方法について

従来、「出資金」のうち市場価格のないものについては、出資金額をもって貸借対照表価額としていたが、「省庁別財務書類の作成について」（平成 16 年 6 月 17 日 財政制度等審議会）の一部改訂に伴い、本年度より国有財産台帳価格をもって貸借対照表価額とし、国有財産台帳価格の改定に係る評価差額については、洗い替え方式により、資産・負債差額増減計算書において「資産評価差額」として計上する方法に変更した。

この変更により、本年度の貸借対照表において出資金が 10,403 百万円減少し、資産・負債差額が同額減少している。また、本年度の資産・負債差額増減計算書において資産評価差額が 10,403 百万円減少している。

7. 追加情報

(1) 各財務書類における表示科目の説明

<連結貸借対照表>

- ・「現金・預金」には、当年度末の国における支払元受高たる現金、決算剰余金の他、連結対象法人における現金・預金を計上している。
- ・「有価証券」には、主に年金積立金管理運用独立行政法人が有する有価証券を計上している。
- ・「たな卸資産」には、主に独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が有する販売用不動産を計上している。
- ・「未収金」には、主に国における雑収入等の未収額その他、独立行政法人労働者健康福祉機構及び年金積立金管理運用独立行政法人における未収金を計上している。
- ・「未収保険料」には、国における当年度末の当年度及び過年度分の保険料の未収額を計上している。
- ・「未収収益」には、国及び連結対象法人における貸付金等に係る未収利息を計上している。